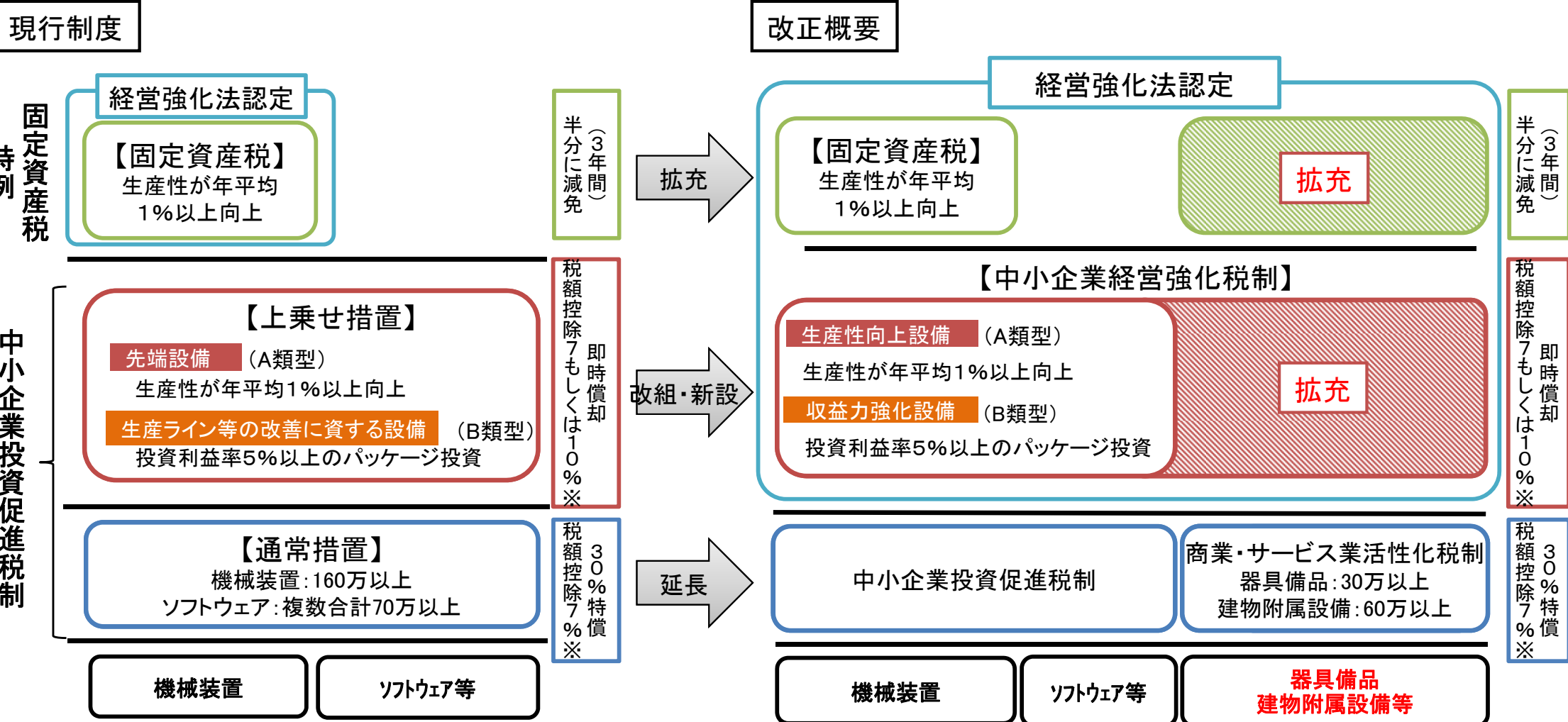


- 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置(即時償却等)を改組し、中小企業経営強化税制を創設。対象設備を拡充し、器具備品・建物附属設備を追加(適用期間は2年間)。固定資産税の特例対象設備も同様に拡充することで、サービス業も含め、幅広く中小企業の生産性向上を強力に後押し。
- 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制も適用期限を2年間延長。



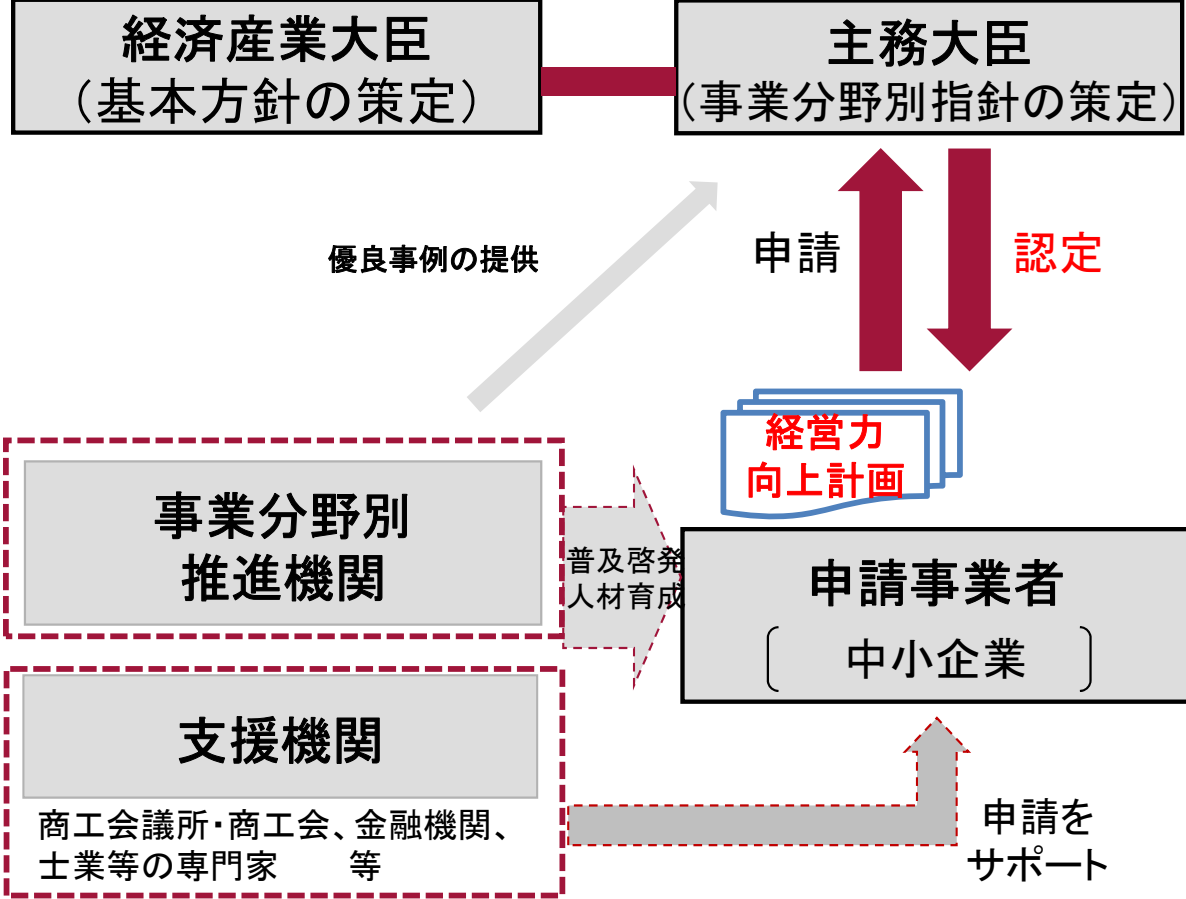
※資本金3000万円以下の法人に適用

※資本金3000万円以下の法人に適用

- GDP600兆円に向けて、中小企業の生産性向上は緊急の課題。
- 特に赤字法人を含む商店・飲食店・介護事業者などの中小サービス業の生産性向上を促すため、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が取得する機械装置に係る固定資産税の特例措置を拡充し、対象設備に器具備品・建物附属設備等を追加。追加設備については、対象となる地域・業種を限定し、重点的に支援する。

新制度 【適用期間:平成30年度末まで】

【中小企業等経営強化法】



【追加する対象設備】

- 中小企業者が認定計画に基づき、平成30年度末までに取得する **器具備品・建物附属設備等**
- ※中小企業者:資本金1億円以下等、大企業の子会社除く
- **生産性を高める設備**が対象(H29年・30年に**新規取得**)
(旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上(工業会等による確認)等)

【特例措置】

- 固定資産税の課税標準を、**3年間 1/2に軽減**。

【対象地域・業種】

- ① 最低賃金が全国平均未満の地域 → **全ての業種**
- ② 最低賃金が全国平均以上の地域
→ **労働生産性が全国平均未満の業種**
- ※機械装置については、引き続き**全国・全業種対象**。

<対象設備の例>

